

白浜町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業等に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

平成29年3月14日

白浜町要綱第7号

改正 平成30年7月31日白浜町要綱第25号

平成30年9月28日白浜町要綱第32号

令和元年9月27日白浜町要綱第35号

令和3年3月31日白浜町要綱第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項に基づき、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第3号に規定する市町村が定める基準により算定した費用の額（以下「第1号事業支給費」という。）及び同号に規定する市町村が定める割合（以下「第1号事業支給費割合」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、この要綱において定めるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 訪問介護従前相当サービス 省令第140条の63の6第1号イで規定する基準により実施するサービス（旧介護予防訪問介護に相当するサービス。）

(2) 通所介護従前相当サービス 省令第140条の63の6第1号の規定に基づき、旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防通所介護若しくは指定介護予防支援等基準に規定する介護予防支援に係る基準の例により、実施する通所型サービス事業

(第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号事業支給費の額)

第3条 第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号事業支給費の額は、別表第1に定める単位数に10円を乗じて算定するものとする。この場合において、第1号訪問事業及び第1号通所事業のうち、訪問介護従前相当サービス及び通所介護従前相当サービスに要する第1号事業支給費の額については、別表第1に掲げるもののほか、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計

画・振興・老人保健課長連名通知)に定める規定の例による。

(第1号介護予防支援事業に要する第1号事業支給費の額)

第4条 第1号介護予防支援事業に要する第1号事業支給費の額は、別表第2に定める単位数に10円を乗じて算定するものとする。この場合において、第1号介護予防支援事業のうち、介護予防ケアマネジメントAに要する第1号事業支給費の額については、別表第2に掲げるもののほか、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第129号)に定める規定の例による。

(第1号事業支給費割合)

第5条 第1号事業支給費割合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

(1) 第1号訪問事業及び第1号通所事業 100分の90

(2) 第1号介護予防支援事業 100分の100

2 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について前項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する同条第1項に規定する政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(端数処理)

第6条 第1号事業支給費を算定した場合において、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の白浜町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業等に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱第5条の規定は、この要綱の施行の日以降に居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の支給について適用し、同日前に受けた居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の白浜町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業等に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱別表第1及び別表第2の規定は、この要綱の施行の日以降に居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の額について適用し、同日前に受けた居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の白浜町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業等に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱別表第1及び別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の額について適用し、同日前に受けた居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の白浜町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業等に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱別表第1及び別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の額について適用し、同日前に受けた居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の額については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

第1号訪問事業及び第1号通所事業単位表

1 訪問介護従前相当サービス（1回につき）

- (1) 訪問型サービス費Ⅳ 268単位
（1月につき4回まで）
- (2) 訪問型サービス費Ⅴ 272単位
（1月につき5回から8回まで）
- (3) 訪問型サービス費Ⅵ 287単位
（1月につき9回から12回まで）
- (4) 訪問型サービス費（短時間サービス） 167単位
（主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで）
- (5) 初回加算 200単位（1月につき）
- (6) 生活機能向上連携加算
 - ① 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）
 - ② 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）

(7) 介護職員処遇改善加算

- ① 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋所定単位×137／1000
- ② 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋所定単位×100／1000
- ③ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋所定単位×55／1000
- ④ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋③の90／100
- ⑤ 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋③の80／100

(8) 介護職員等特定処遇改善加算

- ① 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋所定単位×63／1000
- ② 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋所定単位×42／1000

注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において(1)から(8)を算定しない。

注2 (6)の算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注3 (1)から(4)までについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に100分の90を乗じる。なお、建物の範囲については、令和3年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。

注4 (1)から(4)までについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に100分の15を乗じた単位を足す。

注5 (1)から(4)までについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に100分の10を乗じた単位を足す。

注6 (1)から(4)までについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に100分の5を乗じた単位を足す。

注7 (7)について、所定単位は(1)から(6)までにより算定した単位数の合計。なお、(IV)(V)については、令和4年3月31日において廃止する。

注8 (8)について、所定単位は(1)から(6)までにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、①の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定していることを要件とする。なお、①か②のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注9 令和3年9月30日までの間は、(1)から(4)までについて、所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

注10 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

2 通所介護従前相当サービス(1回につき)

(1) 通所型サービス費

- ① 事業対象者・要支援1 384単位(1月につき4回まで)
- ② 事業対象者・要支援2 395単位(1月につき5回から8回まで)

(2) 生活機能向上グループ活動加算 100単位(1月につき)

(3) 運動器機能向上加算 225単位(1月につき)

(4) 栄養アセスメント加算 50単位(1月につき)

(5) 栄養改善加算 200単位(1月につき)

(6) 口腔機能向上加算

① 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位(1月につき)

② 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位(1月につき)

(7) 選択的サービス複数実施加算

① 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)

イ 運動器機能向上及び栄養改善 480単位(1月につき)

ロ 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位(1月につき)

ハ 栄養改善及び口腔機能向上 480単位(1月につき)

② 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)

運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位(1月につき)

(8) 事業所評価加算 120単位(1月につき)

(9) サービス提供体制強化加算

① サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

イ 事業対象者・要支援1 88単位(1月につき)

ロ 事業対象者・要支援2 176単位(1月につき)

② サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

イ 事業対象者・要支援1 72単位(1月につき)

ロ 事業対象者・要支援2 144単位(1月につき)

③ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

イ 事業対象者・要支援1 24単位（1月につき）

ロ 事業対象者・要支援2 48単位（1月につき）

(10) 生活機能向上連携加算

① 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位（1月につき）

※ 3月に1回を限度とする。

② 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位（1月につき）

※ 運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位（1月につき）

(11) 口腔・栄養スクリーニング加算

① 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位（1回につき）

※ 6月に1回を限度とする。

② 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位（1回につき）

※ 6月に1回を限度とする。

(12) 科学的介護推進体制加算 40単位（1月につき）

(13) 介護職員処遇改善加算

① 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋所定単位×59／1000

② 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋所定単位×43／1000

③ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋所定単位×23／1000

④ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋③の90／100

⑤ 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋③の80／100

(14) 介護職員等特定処遇改善加算

① 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋所定単位×12／1000

② 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋所定単位×10／1000

注1 (1)について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。

注2 (1)について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。

注3 (1)について、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に100分の5を乗じた単位を足す。

注4 (1)について、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。

注5 (1)について、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

(1)① 376単位（1月につき）

(1)② 752単位（1月につき）

注6 (2)、(3)における機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注7 (4)の算定要件等については令和3年度介護報酬改定後の通所介護における栄養ア

セスメント加算の取り扱いに準ずる。

注8 (5)の算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱に準ずる。

注9 (10)の算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注10 (11)の算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。

注11 (12)の算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における科学的介護推進体制加算の取扱に準ずる。

注12 (13)について、所定単位は(1)から(12)までによる算定した単位数の合計。なお、(IV)(V)については、令和4年3月31日において廃止する。

注13 (14)について、所定単位は(1)から(12)までによる算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、①の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)を算定していることを要件とする。なお、①か②のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注14 令和3年9月30日までの間は、(1)について、所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

注15 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

別表第2(第4条関係)

第1号介護予防ケアマネジメント事業単位表

1 介護予防ケアマネジメント費

(1) 介護予防ケアマネジメント費 438単位(1月につき)

(2) 初回加算 300単位(1月につき)

(3) 委託連携加算 300単位

注1 住所地特例による財政調整においては、1件あたり438単位とする。算定に当たっては、住所地特例対象者の数に438単位をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。

注2 令和3年9月30日までの間は、(1)について、所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。